

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第4号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成29年6月14日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 中川 日出和

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

92, 637

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

678, 978

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	258,827
姫路市	139,952
尼崎市	128,856
明石市	82,563
西宮市	131,897
洲本市	12,875
芦屋市	26,604
伊丹市	55,221
相生市	8,542
豊岡市	23,380
加古川市	74,054
たつの市	21,747
赤穂市	13,734
西脇市	11,606
宝塚市	64,429
三木市	22,175
高砂市	25,620
川西市	44,507
小野市	13,333
三田市	31,570
加西市	12,609
篠山市	11,970
養父市	7,043
丹波市	18,352
南あわじ市	13,723
朝来市	8,839
淡路市	12,931
宍粟市	11,068
加東市	10,934
猪名川町	8,655
多可町	6,104
稲美町	8,708
播磨町	9,453
神河町	3,375
市川町	3,640
福崎町	5,275
太子町	9,208
上郡町	4,477
佐用町	5,129
香美町	5,316
新温泉町	4,321